

令和8年4月1日

協力会社 各位

株式会社久保工務店
代表取締役 久保 珠美
TEL:099-285-5181

見積書の記載内容等に関する再確認のお願い

平素より格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年の建設業法改正等を踏まえ、見積書の内訳明示が義務付けられています。あわせて「おそれ情報」についても、契約締結前に共有いただくことが求められています。つきましては、現在ご契約中の工事および今後の工事について、下記項目のご確認ならびにご対応をお願い申し上げます。

また、建設業法第19条により義務付けられている、個別工事ごとの注文書・請書の取り交わしについても、改めて遵守いただきますようお願いいたします。

記

1. 見積書の内訳明示および「おそれ情報」の共有について

(1) 労務費／材料費等の明示

※労務費のしわ寄せ防止の観点から、国土交通省では内訳項目の例として、**材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費等**を挙げています。

(2) 「おそれ情報」の提供

※資材価格の高騰など、代金や工期に影響を及ぼすリスクが見込まれる場合は、契約締結前に弊社へご連絡ください。

2. 個別工事ごとの注文書・請書の交付について

貴社が再下請業者を起用する場合は、以下のとおりご対応ください。

- (1) 個別工事ごとに注文書を作成の上、再下請業者へ交付してください。
- (2) 再下請業者から請書を回収し、注文書・請書の写しを弊社へご提出ください。
- (3) 着工前に、必ず書面を取り交わしてください。
- (4) 注文書・請書と再下請負通知書の内容を一致させてください。

引き続き、円滑な現場運営に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上